



2020年10月19日

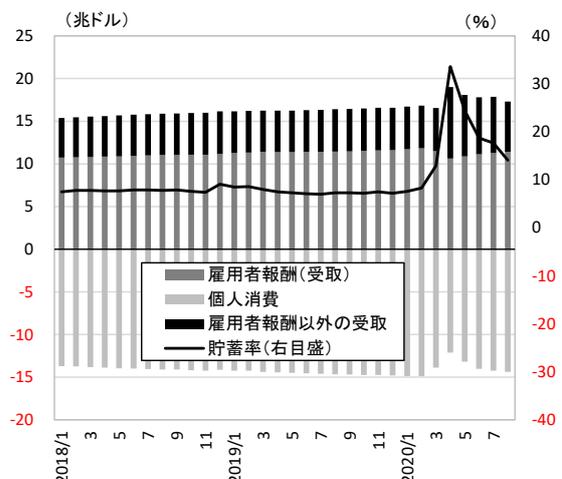
日米の個人向け給付金の対照的な効果

公益財団法人 国際通貨研究所
 経済調査部 研究員 潮田玲子

コロナ禍による経済の落ち込みを受け、世界各国ではさまざまな支援策によって国民生活を下支えようとしている。わが国では、緊急経済対策の1つである「特別定額給付金」制度で直接家計を支援し、米国でも3月に「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障（Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security）法」が制定され、個人向けに現金給付が実施された。

一方、給付金による個人消費への影響は両国間で違いが見られる。米国では、4-6月期の雇用者報酬が前期比-6.8%と大きく減少するなか、給付金支給が可処分所得を大きく押し上げる形となった（図表1）。それまで7%前後で推移していた貯蓄率は4月に33.6%（1959年以降の最大値）に急上昇したが、その後は個人消費の持ち直しを受けて低下に転じ、8月には14.1%と給付開始前の3月時点（12.9%）に近い水準へ戻っている。小売売上にもみられる通り、足元の個人消費は持ち直してきており、給付金が個人消費に回った様子が見てとれる（図表1、図表2）。

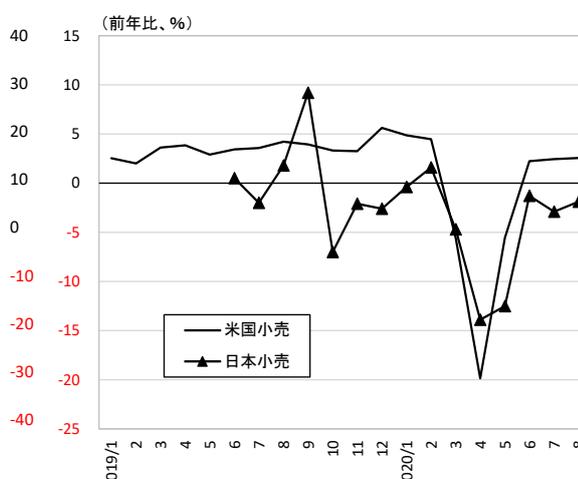
図表1 米国の家計の推移



(注)名目値、季節調整済

(資料) Bureau of Economic AnalysisよりIIMA作成

図表2 日米の小売売上高



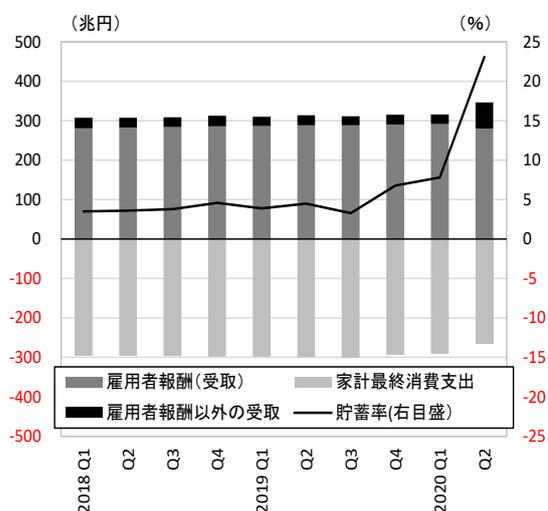
(注)米国は名目値かつ季節調整済、日本は季節変動未調整。

(資料) Bureau of Economic Analysis、経済産業省「商業動態統計速報」よりIIMA作成

一方、わが国では、5月から支給開始の特別定額給付金が個人消費に回る動きは今のところ鈍いようだ。4-6月期の雇用者報酬が前期比-4.0%と減少するなか、給付金により可処分所得は押し上げられたものの、個人消費は3四半期連続でマイナスとなり、貯蓄率は23.1%と、約20年ぶりの高水準に達した1-3月期からさらに上昇した(図表3)。足元7-8月の小売売上高も前年比マイナスが続いている(前掲図表2)。昨年10月の消費税率引き上げの影響も残存しているとみられる。

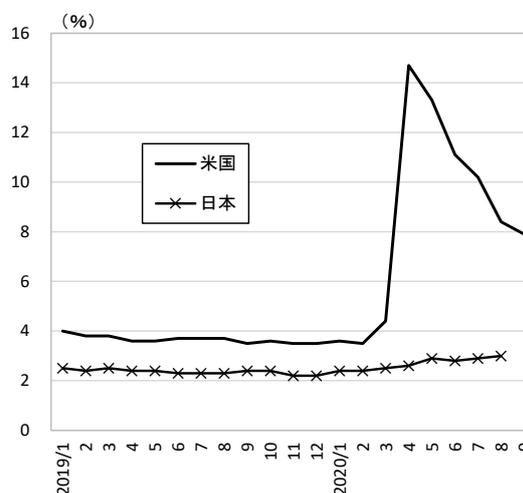
足元の両国の失業率をみると、水準でみると米国が直近9月は8%近辺と厳しいが、方向感でみると、米国は改善が続く一方で、日本は緩やかな悪化傾向を辿っている(図表4)。上述の通り、米国では雇用調整が深まったタイミングで給付金が家計所得を押し上げ、消費の持ち直しに寄与した一方で、日本においては、給付金が景気下支え効果を発揮するかどうかはこれから問われる状況にある。

図表3 日本の家計の推移



(注)名目値、季節調整済
(資料)内閣府「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報」よりIIMA作成

図表4 日米の失業率



(注)季節調整済
(資料)米国労働省、総務省よりIIMA作成

こうした状況を鑑みると、今後追加の経済対策を実施する場合の方向性も自ずと異なってくるであろう。米国の場合は失業率がまだまだ高いことから、失業者を中心とする生活困窮者に対する支援策を講ずることや、足元の雇用増を後押ししていくことが必要である¹。わが国においては、コロナ禍の悪影響を大きく受けている家計への的を絞った支援が必要なことは共通だが、これに加え、雇用環境の悪化に歯止めをかけるために家計の消費マインドを向上させ、滞留している貯蓄を消費に回すことが大事になってくる。すでに「Go To Eat キャンペーン」(9月中旬開始)や、「Go To トラベルキャンペーン」の東京都追加(10月1日開始)等が実施されているが、これらによりどの程度の消費喚起につながるのか、今後も注視する必要がある。

¹ 10月6日にトランプ大統領が追加経済対策の協議を11月3日の大統領選後まで先送りすることを表明したことで、米国経済回復の遅れが懸念される。

ご参考：日米の個人向け支援制度

国名	給付／補償概要	申請から給付までに要した日数(概算) (判明分のみ記載)
米国	【個人向けの給付金】 大人一人あたり最大1,200米ドル(約13万円)、子供一人あたり500米ドル(約5.5万円)の現金給付(年間7.5万米ドル以上の所得がある場合は減額等の制限あり)。 なお、給付方式は「銀行口座振り込み」が「小切手郵送」。	昨年の確定申告をもとに対象者へ振り込まれるため、申請は必要ない 政府支援発表後3週間程度
日本	【特定金額給付金】 基準日(令和2年4月27日)において「住民基本台帳」に記録されている者に対し、給付対象者1人につき10万円を給付する。(原則、銀行預金口座への振り込み)	【支給: 申請後約2週間～3週間】 (マイナンバーカードを用いたオンライン申請では数日後に振り込まれたケースがあり)

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。